

郡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第10号

郡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例

郡山市屋外広告物条例（平成8年郡山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(禁止地域等)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、病院、公衆便所等の公用又は公共用建造物及びその敷地</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>(禁止物件)</p> <p>第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)トンネル、高架構造物及び分離帯</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第22条 この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、別表に定める許可申請手数料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、市長は、手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) <u>政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出をした政治団体が表示するはり紙、はり札等、立看板等又は広告旗</u></p>	<p>(禁止地域等)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)官公署、学校、図書館、公会堂、<u>公民館</u>、博物館、美術館、<u>体育館</u>、病院、公衆便所等の公用又は公共用建造物及びその敷地</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>(禁止物件)</p> <p>第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) <u>橋りょう</u>、トンネル、高架構造物及び分離帯</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第22条 この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、別表に定める許可申請手数料を納付しなければならない。ただし、<u>政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出をした政治団体が表示するはり紙、はり札等、立看板等又は広告旗を</u>表示するための許可を受けようとするときは、市長は、手数料の全部又は一部を免除することができる。</p>

を表示するとき。

(2) ネーミングライツの付与に関する事業の実施に伴い、対象施設に名称の広告物を表示するとき。

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。